

## 都内の自治体における最近の相談窓口整備の取組例（平成 29 年度～）

### 江東区 の 取組

ひきこもり等の相談を中心とした相談事業「こうとうゆうすてっぷ」を平成 27 年度に青少年課で開設し、平成 29 年度からは青少年期における幅広い悩みに対応する総合相談窓口として、相談内容の範囲等を広げて若者の自立を支援している。

- 対象  
区内在住、在学、在勤の概ね 15～40 歳未満の若者及びその家族
- 事業内容
  - ・相談事業（来所、電話、訪問による相談）
  - ・居場所の運営
- 支援にあたっては、インテーク会議等を通して若者に適した支援内容を検討し、区内の関係施設や医療機関、学校・教育施設、支援事業者等と連携して支援を行っている。
- 福祉課、保護課、経済課、教育センター、保健所等の関係部署や児童相談所、社会福祉協議会等の関係機関の実務者で構成された連絡会議を年 2 回開催して連携を図っている。

### 豊島区 の 取組

子ども若者課が中心となり、様々な悩みを抱える子どもや若者、その家族などを対象とする子ども若者総合相談窓口「アシスとしま」を平成 30 年 7 月に開設し、区の相談機関と連携して支援を行っている。

- 対象  
区内在住、在学、在勤の子ども、若者及びその家族
- 事業内容
  - ・相談事業（窓口、電話、メール、訪問による相談）
  - ・訪問支援、同行支援、社会参加支援等を実施
- 更生保護サポートセンター、保健所、くらし・しごと相談支援センター、教育センター等の各機関の実務者によるネットワーク会議を毎月開催し、支援ケースに関する状況確認や定期的な情報交換などを通じて関係機関の連携を図っていく。
- 福祉、保健、教育、就労、その他子どもや若者支援に関連する関係課の実務担当者や支援機関で構成する「豊島区子ども若者支援地域協議会（仮称）」を設置し、実務者間の連携を図る予定。